

## 平成16年年金制度改正の施行状況について

### 1. 制度改正の施行スケジュール

改正法は、本年10月より平成20年4月にかけて、段階的に施行される。

- ・平成16年10月（厚生年金保険料の引上げ、基礎年金国庫負担割合の引上げ など）
- ・平成17年 4月（国民年金保険料の引上げ、次世代育成支援の拡充、60歳台前半の在職老齢年金制度の改善 など）
- ・平成17年10月（企業年金のポータビリティの確保 など）
- ・平成18年 4月（障害基礎年金と老齢厚生年金等との併給 など）
- ・平成18年 7月（国民年金保険料多段階免除制度の導入）
- ・平成19年 4月（離婚時の年金分割、遺族年金の見直し など）
- ・平成20年 4月（第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割、年金個人情報の定期的通知）

## 2 . 年金制度改正に係る広報の展開

今回改正については、国民に対する説明が不十分等の指摘があることを踏まえ、公的年金制度の意義・役割、今回改正の内容等について、「分かりやすさ」に重点をおいた説明・広報に積極的に努めているところ。

- ( 1 ) 政府広報における取組み（内閣府と連携）
  - ・ 新聞、テレビ・ラジオといったメディアを通じた広報
  - ・ 政府広報誌、首相官邸ホームページの活用による説明
  
- ( 2 ) 厚生労働省における取組み
  - ・ 広報誌の活用や、パンフレットの作成等による説明・解説
  - ・ ホームページの活用による説明
  
- ( 3 ) 社会保険庁における取組み
  - ・ 「年金週間」( 1 1 月 6 日 ~ 1 2 日 ) を活用した改正内容の周知
  - ・ 事業主、被保険者、年金受給者に向けた広報・お知らせ

### 3 . 今後の主要課題

今後、公的年金一元化を含む社会保障制度全般の一体的見直しや公的年金制度体系の在り方の検討、社会保険庁改革の推進と並行して、制度改革に伴う政令・省令の制定など改正法を着実に施行しつつ、さらに引き続き以下のような課題に取り組んでいく。

#### ( 1 ) 基礎年金国庫負担割合の引上げ

基礎年金に対する国庫負担割合引上げについて、改正法に明記された道筋に従い、確実にその実現を図っていく必要がある。

#### ( 2 ) 短時間労働者に対する厚生年金の適用

短時間労働者に対する厚生年金適用の問題については、改正法附則の検討規定に基づき、改正法施行後5年を目途として、総合的に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じる。

[参考] 国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則第3条

- 1 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。
- 2 前項の公的年金制度について見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。
- 3 短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用については、就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保障を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策その他の施策との整合性に配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、この法律の施行後五年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

( 3 ) その他

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の円滑な施行 など